

XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX
 XXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE 殿

JJJJJJE 検疫所長

食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、検査を実施することを通知する。

品 目 名 XXXXXE JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6
 JJJJJJJJJ7JJJJJJJJJE

届出数量及び重量 123,456 XE 12,345,678,901 kg

製造者又は加工者 XXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6
 (生産国) XXXXXXXX7XXXXXXXXXE

輸 出 者 XXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6
 XXXXXXXX7XXXXXXXXXE

届出年月日 XXXX 年 XX 月 XE 日

届出受付番号 XXXXXXXX1X - E

連絡内容特記事項

JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7JJJE

(教示事項)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。